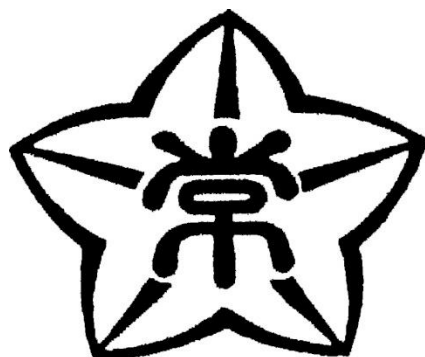


P T A 規 約



枚方市立五常小学校 P T A

枚方市香里ヶ丘 6 丁目 9 番

五常小学校 TEL. 050 - 7102 - 9020

FAX. 854 - 0441

2025(令和7)年4月1日改定

五常小学校 P T A 規約

第 1 章 総 則

第 1 条 (名称及び所在)

この会は、五常小学校 P T A と呼び事務所を五常小学校におきます。

第 2 条 (目 的)

この会は、父母(保護者)と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかる事を目的とし、P T A 会員及び非会員の児童を公平に扱うものとします。

第 3 条 (方 針)

この会は、教育を本旨とする民主的団体として次の方針によって活動します。

- (1) この会は自主的に活動しますので他の団体からの支配や干渉は受けません。
- (2) 児童の教育と福祉の為に活動する他の団体及び機関と協力します。
- (3) この会は枚方市 P T A 協議会、大阪府 P T A 協議会、日本 P T A 協議会に加入しません。(但し令和 7 年度までは加入)
- (4) この会は営利的、宗教的、政治的活動はいたしません。
- (5) この会は学校の管理運営並びに人事には干渉しません。

第 2 章 会 員

第 4 条 (会 員 資 格)

この会の会員となることのできる者は次の内、入会届を提出した人に限ります。

- (1) 本校に在籍する児童の父母又はこれに代わる保護者
- (2) 本校に在勤する教職員の管理職

なお、入会届は、提出時に在籍している最も下の学年の児童が卒業するまで有効とする。新入生(転入生含む)には全員に入会意思の確認を行い、在籍児童の弟妹が入学した場合には、その新入生が卒業するまで自動更新されるものとする。

第 3 章 役 員

第 5 条 (役員の種類及び任期)

1. この会に次の役員をおきます。
 - (1) 会 長 1 名
 - (2) 副会長 2 名または 3 名
 - (3) 書 記 2 名
 - (4) 会 計 1 名

2. 各役員は他の役員を兼ねることはできません。
3. 任期は1ヶ年とし、再選は差し支えありません。但し同じ役職に連続して三選されることはできません。
4. 役員は任期終了後も後任者選任まで職務を行います。

第6条（役員を選出）

役員は毎年決算総会において選出されます。

第7条（役員の仕事）

1. 会長は本会の代表者であり会務を執行します。
2. 会長は総会並びに運営委員会を招集します。
3. 会長は各委員を委嘱します。
4. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行します。
5. 書記はこの会の庶務を担当します。
6. 会計はこの会の会計事務に当たります。
7. 会長によって指名されたものは必要のある場合、諸種の会合に本会の代表として出席します。

第4章 会 計

第8条（会 計）

1. この会の経費は会費、寄付金、事業収入及びその他の収入をもってこれに当てます。
2. 本会の資産は目的達成のため以外には支出又は使用してはなりません。
3. この会の会費は、一家庭年額2000円とします。
なお教職員（管理職）の会費は、一家庭額の半額とします。
4. 会計年度は4月1日より翌年3月末日までとします。
5. 周年記念行事用積立金として積み立て総額100万円を上限として、毎年10万円を上限として積み立てます。
6. 高額電気設備用積立金として毎年10万円を上限として積み立てます。
7. 前項6の積立額については運営委員会の出席者3分の2以上の同意をもつて決定します。
8. その他PTA活動に必要な積立を毎年10万円を上限として積み立てる場合があります。
9. 前項8の活動目的及び積立額については運営委員会の出席者3分の2以上の同意をもって決定します。
10. この会の通帳の代表者は会計とする。

第5章 監査委員会

第9条（監査委員会）

1. この会に監査委員会をおきます。
2. 監査委員会は、この会の役員・委員等の職務の執行状況を監視するとともに、会計を監査し、その結果を総会にて報告します。

第6章 総 会

第10条（総 会）

1. 総会は本会の最高決議機関で原則として年2回書面にて開きます。但し、必要に応じて臨時総会を書面又は集合にて開くことができます。
2. 総会において議決を要する事項は次の通りです。
 - (1) 役員を選出
 - (2) 事業計画
 - (3) 予算の審議
 - (4) 決算報告
 - (5) 規約の改正
 - (6) その他重要事項
3. 総会は議題を明示して3日前までに文書で通知します。
4. 総会は会員の5分の1以上の書面回収又は Web 回答又は出席で成立します。但し、Web 回答の場合は回答者個人を特定できる方法で実施すること。
5. 議決は書面回収又は Web 回答又は出席者の3分の2以上の同意を必要とします。但し、Web 回答の場合は回答者個人を特定できる方法で実施すること。
6. 前2項のとおり総会が成立したこと及び議決がなされたことについては、監査委員会の委員の確認を要するものとします。

第7章 運営委員会

第11条（運営委員会）

1. 運営委員会は、役員及び各専門委員会（監査委員会を除く）の代表者1名、各学年委員会の代表者1名、並びに校長・教頭で構成します。また、役員数と委員数の比率維持のために、役員数の議決権人数を構成員（各委員会1人ずつと本部）の約24%前後になるよう、委員体制が確定した年度初頭に調整します（会議当日の欠席者等については考慮対象外）。運営委員会は、前項に定める構成員の2分の1以上の出席で成立し、議決は出席者の3分の2以上の同意を要します。
2. 運営委員会の任務は次の通りです。
 - (1) 専門委員会・学年委員会によって計画立案された事業内容の調整又は審議
 - (2) 総会に提出する案件の審議
 - (3) その他、必要と認める事項
3. 運営委員会には監査委員会の委員が出席し、必要な意見を述べるものとします。
4. 第2項のとおり運営委員会が成立したこと及び議決がなされたことについては、監査委員会の委員の確認を要するものとします。

第8章 役員会

第12条（役員会）

1. 役員会は、役員及び、校長、教頭で構成します。
2. 役員会の任務は次の通りです。
 - (1) 総会及び運営委員会に提出する案件の審議
 - (2) 各種委員会活動の調整
 - (3) その他、この会の事業遂行上必要な事項についての審議

第9章 学年委員会及び専門委員会

第13条（委員会の活動）

1. 教職員と協力して、学年児童の福祉増進を図るために、各学年に学年委員会をおきます。
2. P T Aとしての活動に必要な事項について調査研究立案し、あるいは実行するために専門委員会を置きます。
3. 各委員会は相互に協力して活動します。

第14条（専門委員会）

専門委員会は次の通り設置します。

- (1) 生活指導委員会：教育環境を整備し、校外における児童の生活指導につとめます。
- (2) 文化交流委員会：学校給食並びに保健衛生の向上につとめるとともに、会員の教養を高め親睦をはかります。
- (3) 広報調査委員会：P T A関係の調査並びに広報につとめます。
- (4) 指名委員会：次期役員候補者を指名します。
また、次期委員の選出に関する一切の事務を行います。
- (5) その他、必要に応じて委員会をおきます。

第15条（特別委員会）

特別の事業を行う必要のあるときは、特別委員会をおくことができます。
この委員会は、その事業の終了をもって終わります。

本規約は	昭和	37	年	4	月	7	日	より実施
	昭和	44	年	4	月	27	日	一部改正
	昭和	49	年	4	月	30	日	一部改正
	昭和	50	年	4	月	20	日	一部改正
	昭和	52	年	5	月	28	日	一部改正
	昭和	53	年	4	月	16	日	一部改正
	平成	2	年	3	月	21	日	一部改正
	平成	3	年	3	月	21	日	一部改正
	平成	6	年	4	月	23	日	一部改正
	平成	12	年	2	月	17	日	一部改正
	平成	12	年	3	月	23	日	一部改正

平成	19	年	3	月	20	日	一部改正
平成	21	年	3	月	14	日	一部改正
平成	24	年	3	月	17	日	一部改正
令和	3	年	3	月	6	日	一部改正
令和	4	年	4	月	1	日	一部改正
令和	6	年	4	月	1	日	一部改正
令和	7	年	4	月	1	日	一部改正

細 則

第1条（目 的）

この細則は、五常小学校 PTA 規約（以下、「規約」という。）で定める役員及び委員等の選出の方法、その他規約の実施に関し必要な事項を定めることを目的とします。

第2条（委員の選出）

1. P T A 会員は、1 家庭につき 1 回以上、委員（規約第 9 条第 1 項に規定する監査委員会の委員、同第 1 3 条第 1 項に規定する学年委員会の委員、同第 2 項に規定する専門委員会の委員をいう。第 1 0 条及び第 1 1 条において同じ。）をするものとする。
2. 監査委員会の委員は、学年（原則第 2 学年から第 5 学年まで）単位で必要人数とし、各学年内の会員の互選によって選出します。互選による選出が困難な場合は抽選により決定します。
3. 学年委員会の委員は、学年単位で必要人数（原則 4 名）とし、各学年内の会員の互選によって選出します。互選による選出が困難な場合は抽選により決定します。
4. 専門委員会の委員は、学年単位で必要人数とし、各学年内の会員の互選によって選出します。互選による選出が困難な場合は抽選により決定します。
5. 監査委員会、各学年委員会及び各専門委員会は、委員会の互選により、正副代表各 1 名を選出します。互選による選出が困難な場合は抽選により決定します。
6. 2 回以上委員をする場合、当該 2 回目以降の委員について、正副代表は免除とする。

第3条（役員）の選出）

1. 規約第 5 条第 1 項に規定する役員）の選出は、次の各号に定める方法によるものとし、規約第 6 条に規定する総会で選出されます。
 - （1） 会員の立候補
 - （2） 別に定める方法による推薦
 - （3） 指名委員会による指名
 - （4） 抽選
2. 総会は、別に定める選挙管理委員会の報告に基づいて次期役員を選出します。

第4条（選挙管理委員会）

1. 選挙管理委員会は、指名委員会が兼務します。
2. 選挙管理委員会は、次の事業を行います。
 - (1) 役員選挙を公示します。
 - (2) 立候補、推薦及び指名による役員候補者の受付を行います。
 - (3) 前項が困難な場合、抽選により候補者の選出を行います。
 - (4) 選出された役員候補者の氏名を総会で報告します。
 - (5) その他、役員選挙に関する一切の事務を行います。

第5条（立候補）

1. 会員は、すべて立候補して役員候補者となることができます。
2. 立候補の時期は、選挙管理委員会が公示する期間内に限ります。

第6条（役員候補者の推薦）

1. 指名委員会及び選挙管理委員会を除く会員は、20名以上の連署による役職名を附した推薦書を選挙管理委員会に提出することにより役員候補者を推薦することができます。ただし、この場合、被推薦会員(役員候補者)の同意が必要です。
2. 推薦の時期は立候補の場合と同じです。

第7条（指名委員会）

1. 指名委員は、次期役員候補者となり得ません。
2. 指名委員会は、次期役員候補者を指名することができます。ただし、この場合、被指名会員(役員候補者)の同意が必要です。
3. 役員並びに校長及び教頭は、指名委員会から依頼された場合、指名委員会に協力します。
4. 指名の時期は、校長及び教頭、役員、選挙管理委員会にて話し合い定めるものとします。

第8条（選挙）

定数以上の候補者がある場合のみ、選挙管理委員会による次の選挙を行います。

- (1) 候補者の氏名、年齢、性別、立候補者の所見、及び推薦による場合は推薦者の推薦理由、指名による場合は指名委員会の指名理由等を記載した選挙公報を発行します。
- (2) 投票用紙は1家庭1枚の割合で選挙公報とともに配布します。
- (3) 投票は、選挙管理委員会の公示した期間に行います。
- (4) 投票方法は、選挙管理委員会が指定します。
- (5) 開票は、選挙管理委員会が行います。
- (6) 選挙管理委員会は、投票結果を総会に報告します。

第9条（抽選）

立候補者、推薦者及び指名活動による被指名者がいない場合、選挙管理委員会による次の抽選を行います。

- (1) 免除申請書および抽選票を児童数にて配布します。
- (2) 本部役員抽選の免除規定に則り、審査を実施します。
- (3) 抽選方法は、選挙管理委員会が指定します。
- (4) 審査及び確認後に抽選により選出し、抽選結果を総会に報告します。

第10条（役員及び委員の欠員）

1. 役員に欠員が生じたときは、運営委員会で後任者を選出して全会員に通知します。但し、場合によっては欠員のまま活動をすることもあります。
2. 委員に欠員が生じたときは、当該学年よりこれを補充します。但し、場合によっては欠員のまま活動をすることもあります。

第11条（役員及び委員の職務）

1. 役員及び委員は、定例会議及びその他付随する会議等において、3分の2以上の出席、もしくは同等の内容の職務を行うものとします。
2. 活動実績が前項の規定に満たない場合、当該年度の役員及び委員としてみなされず、役員及び委員履歴に残らないものとします。

第12条（途中入会・途中退会の対応）

1. 途中入会者：新年度5月以降に入会届を提出された方については、PTAが徴収します。
(4月までの入会者は、学校が引き落としで対応します)
途中入会者に対する徴収の減額はいたしません。
振込手数料は保護者の負担となります。
なお、入会日は、紙面での記入日または、web回答の送信日とします。
2. 途中退会者：返金には応じません。

第13条（細則の改正）

この細則は運営委員会において、委員の3分の2以上の同意を得て改正することができます。この場合改正案は運営委員会開催日の3日前までに運営委員に知らせておかなければなりません。

平成	3	年	1	月	19	日	一部改正
平成	6	年	3	月	19	日	一部改正
平成	14	年	3	月	14	日	一部改正
平成	19	年	3	月	20	日	一部改正
平成	21	年	3	月	14	日	一部改正
平成	22	年	3	月	13	日	一部改正
平成	24	年	2	月	11	日	一部改正
平成	27	年	12	月	5	日	一部改正
平成	28	年	3	月	5	日	一部改正
平成	30	年	2	月	3	日	一部改正
令和	3	年	11	月	13	日	一部改正
令和	4	年	4	月	1	日	一部改正
令和	6	年	4	月	1	日	一部改正

令和 6 年 7 月 13 日 一部改正
令和 7 年 4 月 1 日 一部改正

P T A 慶弔内規

附則

本内規は	昭和	40	年	11	月	28	日より実施します。
	昭和	56	年	6	月	2	日 一部改正
	昭和	59	年	6	月	2	日 一部改正
	平成	6	年	3	月	19	日 一部改正
	平成	17	年	1	月	15	日 一部改正
	平成	27	年	2	月	7	日 一部改正
	令和	3	年	11	月	13	日 一部改正
	令和	7	年	4	月	1	日 全改正

P T A 運営内規

本校の P T A 運営については、この内規を適用します。

(1) 交通費について

五常小 P T A として、校区外における正式な会議等に出席した場合の交通費は、原則実費支給とします。ただし、最低保障として交通手段を問わず 1 区間の往復バス運賃を支給することとします。また、枚方市 P T A 協議会（以下、「市 P」という。）のブロック長・給食委員長等として、正式な会議の準備会議等に出席した場合についても同様の扱いとします。なお、市 P の正式な会議等の交通費については市 P への請求となります。（市 P に関する規定は令和 7 年度まで有効）

(2) 諸雑費について

P T A 活動に伴う諸雑費として、本部役員は会費全額免除、監査委員・学年委員・専門委員会の委員は会費半額免除とする。翌年 3 月まで任期を満了した方に返金の形で対応とします。

(3) 講演謝礼金について

講演会等、個人または団体に支払う謝礼金については、原則として学年委員会・専門委員会が企画する単独行事の場合は 20,000 円、役員が企画する全体行事の場合は 30,000 円を限度とします。なお謝礼金の適用については役員会で審議し、運営委員会で調整することとします。またこの内規は、規約第 15 条に基づく特別委員会で企画する事業については適用しません。

(4) 本内規に規定する以外の事項については、役員会又は運営委員会の協議によって決める事ができます。

(5) 本内規は、運営委員会において、改正する事が出来ます。

附則	本内規は平成 1 6 年度より実施します。
	平成 18 年 5 月 13 日 一部改正
	平成 31 年 2 月 2 日 一部改正
	令和 3 年 11 月 13 日 一部改正
	令和 4 年 4 月 1 日 一部改正
	令和 5 年 2 月 3 日 一部改正
	令和 6 年 4 月 1 日 一部改正
	令和 7 年 4 月 1 日 一部改正

クラブ設立に関する取り扱い規定

令和 7 年 11 月 16 日 全改定

本部役員（委員）抽選の免除規定

やむを得ず抽選となった場合、免除条件についてはこの規定を適用します。

（１） 公示について

抽選時期などを学校、選挙管理委員会、役員で話し合い免除規定を記載した免除申請書および抽選票を児童数にて配布します。

（２） 免除条件について

- １） すでに１家庭につき１回以上委員をした方（但し、募集人数に対して委員未経験者数が下回る場合、本項は効力を失う。）
- ２） 本部役員経験者
- ３） 枚方市PTA協議会役員（次に掲げるものに限る。）経験者
 - ・生活指導委員会 副委員長 兼 小学校部会長
 - ・給食委員会 委員長、副委員長、業者選定委員長、物資選定委員長
- ４） 病気療養中の方（長期入院中の方）
- ５） 新年度に地域役員幹部クラスを引き受ける方
 - 自治会 会長、副会長など
 - 子ども会 会長など
 - 他校PTA 会長、副会長など
- ６） 新年度４月以降に３歳未満のお子様をお持ちで預ける場所及び相手がいない方
- ７） 新年度の１学期中に転校、転勤の決まっている方
- ８） その他（理由を明記）

（３） 審査及び確認について

選挙管理委員会が前項（２）について審査を行い、確認をする場合があります。

（４） 免除対象外について

前項（２）の１）、２）及び３）について、本校転入前に他校で役員等をした方は免除の対象外とします。

（５） 本規定に記載する以外の事項については、役員会及び運営委員会の協議によって決めることができます。

（６） 本規定は運営委員会において、改正することができます。

附則 本規定は平成24年度より実施します。

平成24年 2月11日 制定

令和 3年11月13日 一部改正

令和 6年 4月 1日 一部改正